

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
（略）		（略）	
道路 交通 法 関 係	(1)～(56)（略） <u>(56)の2 道交法第95条の2第3項の規 定による特定免許情報の記録</u> <u>(56)の3 道交法第95条の2第4項の規 定による運転免許証の返納の受理</u> <u>(56)の4 道交法第95条の2第10項の規 定による免許情報記録の抹消</u> <u>(56)の5 道交法第95条の2第11項の規 定による運転免許証の交付申請の受理</u> <u>(56)の6 道交法第95条の4第1項の規 定による運転免許証の交付及び免許情 報記録の書換え</u> <u>(56)の7 道交法第95条の4第2項の規 定による免許の条件に係る事項の記載 及び記録</u> (57)～(74)（略） (75) 道交法第101条第3項の規定によ る免許証又は免許情報記録の更新の申 請に係る事務の円滑な実施を図るため 必要な事項を記載した書面の送付 (76) 道交法第101条第5項の規定によ る適性検査の実施 (77) 道交法第101条第6項の規定によ る運転免許証又は免許情報記録の更新 (78)（略） (79) 道交法第101条の2第3項の規定 による適性検査の実施 (80) 道交法第101条の2第4項の規定 による運転免許証又は免許情報記録の 更新 (81)（略） <u>(81)の2 道交法第101条の2の2第3 項の規定による免許情報記録の書換え の申出の受理</u> (82) 道交法第101条の2の2第4項の 規定による適性検査の実施 (83) 道交法第101条の2の2第5項の	道路 交 通 法 関 係	(1)～(56)（略） (57)～(74)（略） (75) 道交法第101条第3項の規定によ る免許証の更新の申請に係る事務の円 滑な実施を図るため必要な事項を記載 した書面の送付 (76) 道交法第101条第4項の規定によ る適性検査の実施 (77) 道交法第101条第5項の規定によ る運転免許証の更新 (78)（略） (79) 道交法第101条の2第2項の規定 による適性検査の実施 (80) 道交法第101条の2第3項の規定 による運転免許証の更新 (81)（略） (82) 道交法第101条の2の2第2項の 規定による適性検査の実施 (83) 道交法第101条の2の2第3項の

規定による更新申請書の内容及び適性検査の結果の通知

(84) 道交法第101条の2の2第6項の規定による講習を受けた旨の通知

(85) 道交法第101条の2の2第7項の規定による適性検査の実施及びその通知

(86) 道交法第101条の3第2項の規定による運転免許証又は免許情報記録の更新の拒否

(87)～(94) (略)

(95) 道交法第103条の2第6項の規定による仮停止通知書の送付(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)

(96)・(97) (略)

(98) 削除

(99)・(100) (略)

(101) 道交法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書交付申請の受理

(102) 道交法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付

(102)の2 道交法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録申請の受理

(102)の3 道交法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録

(103) (略)

(104) 道交法第106条の3第1項及び第2項の規定による運転免許証の返納の受理及び交付

(105) 道交法第106条の3第4項及び第5項の規定による運転免許証の提出の受理及び返還

(105)の2 道交法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消

(105)の3 道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え

(105)の4 道交法第106条の5の規定による運転免許証の交付及び免許情報記録の書換え

(106)～(144) (略)

(145) 道交法施行規則第30条の7第5項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知

(146) 道交法施行規則第31条の4の7の規定による免許関係事務を委託する法人の認定基準の作成

規定による適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付

(84) 道交法第101条の2の2第4項の規定による講習を受けた旨の通知

(85) 道交法第101条の2の2第5項の規定による適性検査の実施及びその通知

(86) 道交法第101条の3第2項の規定による運転免許証の更新の拒否

(87)～(94) (略)

(95) 道交法第103条の2第5項の規定による仮停止通知書及び運転免許証の送付(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)

(96)・(97) (略)

(98) 道交法第104条の3第5項の規定による保管免許証の受理と停止期間満了後の返還

(99)・(100) (略)

(101) 道交法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書交付申請の受理

(102) 道交法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付

(103) (略)

(104) 道交法第107条第1項及び第2項の規定による運転免許証の返納の受理及び交付

(105) 道交法第107条第3項及び第4項の規定による運転免許証の提出の受理及び返還

(106)～(144) (略)

(145) 道交法施行規則第30条の9第4項の規定による運転免許の取消処分者に対する通知

(146) 道交法施行規則第31条の4の2の規定による免許関係事務を委託する法人の認定基準の作成

<p>(147)・(148) (略)</p> <p>(149) <u>道交法施行規則第37条の2の2第2項</u>の規定による命令書の交付</p> <p>(150) (略)</p> <p>(151) <u>道交法施行規則第38条第18項</u>の規定による講習終了証明書の交付</p> <p>(152)～(158) (略)</p> <p>(159) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「<u>教習課程指定規則</u>」という。）第7条の規定による特定届出自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求</p> <p><u>(159)の2 教習課程指定規則第8条の規定による指定教習課程に係る指定の取消し及びその通知（道交法第99条第1項の規定による指定自動車教習所としての指定をしたときに限る。）</u></p> <p>(160)～(223) (略)</p>	<p>(147)・(148) (略)</p> <p>(149) <u>道交法施行規則第37条の2第2項</u>の規定による命令書の交付</p> <p>(150) (略)</p> <p>(151) <u>道交法施行規則第38条第17項</u>の規定による講習終了証明書の交付</p> <p>(152)～(158) (略)</p> <p>(159) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定による特定届出自動車教習所に対する報告又は資料の提出要求</p> <p>(160)～(223) (略)</p>
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。